

第21号議案	平成31年度御坊市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
第22号議案	平成31年度御坊市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
第23号議案	平成31年度御坊市水道事業会計予算	原案可決

「御坊市認知症の人と ともに築く総活躍のまち条例」 が施行されました。

認知症の人の視点を重視したまちづくりに力を入れている御坊市では、認知症の人を含め、誰もが生き生きと活躍でき、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるまちを実現するため、「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」を制定しました。

この条例は、認知症の人とともに条例づくりに取り組み、認知症の人の視点でつくった全国的にも例のない条例です。

認知症の人が「守られる」「支えられる」一方ではなく、認知症になっても社会の一員として豊かに暮らし続けることのできる社会を目指し、主に以下のことを定めています。

基本理念

次の3つを基本理念としています。

1. 認知症になっても希望と尊厳を保持し、自分らしい暮らしができること。
2. 認知症の人がその意思によりできることを安心かつ安全に行え、いつまでも新たなことに挑戦できること。
3. 認知症の有無にかかわらず、すべての市民が暮らしやすいまちとなるためにそれぞれが活躍できること。

市の責務

市は、基本理念にのっとり、市民、事業者及び関係機関と連携し、認知症の人が希望を持って暮らし続けることができるよう、認知症の人の声に耳を傾け、認知症の人とともにより良いまちづくりを不断に目指します。

認知症の人の役割

認知症の人は、暮らしやすいまちを築くために、自らの希望、思い及び気づいたことを、身近な人、市、関係機関等に発信します。

また、地域の一員として、自らの意思により社会参加及び社会参画します。

市民の役割

認知症及び認知症とともに生きていくことへの理解を深め、認知症になっても自分らしくより良い暮らしができるための備えをしておくよう努めます。

事業者の役割

事業者は、認知症の人が安心して自らの意思や力に応じて働くことができるよう、その人の特性に応じた配慮を行うよう努めます。

また、認知症の人が暮らしにかかわる必要なサービスや支援を安心して利用できるよう、環境の整備に努めます。